

可認物便郵三第三省信週日六十二月二十一年一十三治明
行發日五十日一圓二月每 行發日 一月二年六十三治明

飯原演



政教時報

號六十九第

論 説

活ける讀書と清新なる信仰

(社説)

清國啓發の一法

本多高陽

社 會

◎活氣なき選舉 ◎勤儉貯蓄の聲 ◎偶語

(海外事情)

◎獨逸皇帝と社會黨

雜 錄

平安なる生活

西目木智璽

貧民窟の冬の夜

安藤正純

「カルカツタ」府より

井上圓了

講 究

女子労働者の保護

池山榮吉

講 演

死刑廢止論

▲報道一束▼

小河滋次郎

近時新たなる宗教を呼び、新らしき信仰を求むる聲が聞こゆるが、割合に其要求に應する救濟の聲が反響しないやうである、満足したる歡喜の叫が響かぬやうである、これは何故であるかと云ふに、之を求むるに徒らに理論のみに奔り、甚だしきは一種新奇なる教理ても發見したいと考へて居る弊がある、中には隨分満足の叫を發しつゝあるものあれど、何んとなく生氣なく、光輝なく、徒らに當世風の文字を用ひて實感なき形式を反覆しつゝあるが如くある、何人にとっても、確かに今日の青年が渴望せる靈的の要求は未だ満足せぬ様である、然らば如何にして之を擷取すべき、如何にして之を修養すべきかは、實に大切な問題である。

吾人倩々考ふるに宗教が俄かに新たに作らるものでは、ない、唯舊來の化石的形式を破りて新たなる眞面目を擗めばよいのである、故に若し真個に之を求むるものならば、既に吾人の目前にあるのである、清新なる泉は決して此枯葉堆く、巖石礎礎たる地層已外に存するのではない、若し深く穿ちて

なる信仰

政 教 時 輯

活ける讀書と清新

層内の水脈に達するときは、如何なる處でも清泉は送り出づ

るのである、人は古き宗教であると思ひ、一讀信じ難き事實を以て満たされつゝある如く考ふる經文も、若し眞實求道の活ける仰望を以て誦するときは、其間に信仰の泉が迸ることを認むることを得るのである、若し信念益々深きに達すると

きは、到る處に佛陀救濟の清泉は彼處の巖角よりも、此處の苔蘚の下よりも流れ出て、潔らかなる佛陀の心は吾人の心中に流れ込みて、直接に其感化を蒙る次第である、此信仰たるや清淨無垢のものである、佛陀と相接觸して融化せらるゝのである、教權を以て強めべからず、信條を以て拘束すべからず、况んや煩瑣的研究、理論的追求などの手の達せざる人心の奥底に潜みつゝあるものである。

古より活ける讀書眼を有する人は、書籍の下に潜める光明を發見し、文字に寓せらる古人の靈智を読み来る、其例古今東西決して少くはない、吾人は其二三を擧げて道を求むる人の爲めに示さふと思ふ。

二宮尊徳翁の一生は實に生ける人道にして、社會救濟者の明星である、彼が濟世利民の精神と慈愛至誠の赤心は如何にして感得したるものか、報德記は吾人に示して曰く。
先生十四歳の時隣村飲泉村觀世音に參拜し堂下に坐して念佛することあり、忽然として行脚の僧來り堂前に坐し、讀經

大日本佛教徒同盟會綱領

一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。

二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし、國家の隆盛を企圖する事。

三、佛教護持の責任を全ふし健全なる宗教界を形成する事。

四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。

五、公認教制度を調査する事。

六、社會問題を調究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。

七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ、又社交を融和せしむる事。

八、積極の方針を取り、實業道德を鼓舞する事。

九、教界の組織及儀式をして、時勢に順應せしむる事。

十、社會に於ける一切の迷信を廃絶する事。

講する事。

す、其聲微妙、深理廣大、一聞了然として意中觀喜に堪へず、誦經既に畢る、謹て僧に問て曰、今誦する所の經は何の經ろ、僧應て曰、觀音經なり、曰、予嘗て屢々これを聞けり、而して今聞く所に異なり、何を余が心に徹することの明なるや、應て曰、世の誦する所は吳音也、今國音を以て轉讀せり、是子の解する所以歟、先生懷中を探り、錢二百を奉して曰く、願くは寸志を呈せん、今一たび誦讀し玉へ、僧其志を感じ轉讀以前の如し、讀畢て去る、其行所を知らず、先生胸中豁然として大に喜ひ、栢山村善榮寺に至り、和尚に謁して曰、大なる哉、觀音經の功德、其理廣大無量、其意云々と說解流水の如し、和尚大に驚て曰、予既に耳順を超たり、多年此經を誦する事幾百千篇、未だ其深理を解することあたはず、然るに子若年一たび讀誦を聽て、無量の深理を明解す、嗚呼、是所謂菩薩の再來歟、今野僧此寺を退くべし、子願くば僧となり、衆生の爲に此寺に住し、大に濟度の道を行ひ玉へと云、先生固辭して曰、是予の望む所にあらず、予祖先の家を起し、其靈を安せんとす、志す所出家にあらずといふて去る、是より後、彌々佛意も諸人を濟ひ安するより大なるものなきことを了知せりといふ。翁の如きは實に心眼を開きて經文を活かして讀めるものである、吾人は此話を聞いて心中深く感じたる次第である、翁は確かに觀音慈愛の精神を感得せられたるに違ひない、是につ

譬喻的、寓意的、比興的解釋を用ゐたるのでもない、一見最も解し難き奇蹟やら、吾人の最も信じ難き事蹟に向て文句通りの事實的解釋をとりたのである、而して之が最も力強き點であつたのである、最も奇妙なることは、十五世紀の頃に於ける獨逸の他の高等なる學校が、バイブルの解釋に於てはエルフルト大學に及ぶものはなかつたのである、而してルーテルは毫も此等の解釋によらずして、信仰の活眼で心讀したのである、否寧ろ當時の神秘的解釋の葛藤を破り來りて、最も單純素朴なる字面通りの解釋をしたのである、然れども彼は當時一般に用ひられて、羅馬教會の便利になる様に書きてある、羅匈文のバイブルではなくて、希伯來より猶進みて、希臘文のバイブルに於て生命を見出したのである、當時ルーテルを親切に慰藉する事に力を盡したるスタウビツに送りたる書面に當時の様子が見るが如く描かれてある、即ち左の如き事實である。

從來羅匈語には服罰受刑と解せられて、全く外形式として教會に對する罰金の意味と理解せられたる文字は、希臘語にては全く反対にして内心的精神的實感にして、懺悔改悛の意味なることを發見して、彼是非常なる愕然と喜びを以て満たされた、此に於てや新たに起されたる精神的の活氣と宗教的激動は、千古の信仰的生色を回復し來りて、徳義的制裁、精神的勢力を勃興し來りたのである。

いて最も注意すべき點は彼の行動僧は國音を以て轉讀した事である、眞率多感の青年が貧窮困難の場合に於て、經文の靈的文字が一句一句、胸中に深く刻まれたる有様は見るが如き心地がする、經文は全体信仰の結晶したる生産である而して此の如き力強き靈的作用は、千古たしかに經文に存しつゝあるのである、現時最も必要なことは之を信仰の力ある國文に譯する事である、若し國音を以て之を読み、讀むもの、筆はない、之を感じたる人には確かに清新なる信仰である、聽くもの非常なる仰望を以て之に對せば何人か感ぜざるべきは畢竟復古であつて、新たなる信仰とは新たなる經驗の巖角に出口を見出したる地下に磅礴せる千古靈活なる清泉である。

彼は此筆法を以てバイブルを讀了た、此に於てや當時の教會は古代の教會とは全く異なることを發見し、教會の教權はバイブルの教權と置き代にらるゝに至つた、是やがて贖罪符の賣却に對して反抗の聲を擧ぐるの根元である、看よ驚天動地の大業が如何に深く信仰上に抵抗を有して居つかを、夫故彼の事業は遂に又ワルトアルヒ城に於てバイブルを獨逸の國語に翻譯して、此新たなる生命を當時の社會に普及するとを思ふて之を例として擧げた次第である、他山の石以て我玉を磨くに足ると思つてある佛教經典の中に靈活なる救濟の光明が溢れつゝあるにも拘はらず、未だ社會に光被せられざるは大に殘念に感ずる次第である。

聖人づみから淨土門に入る濫觴をかたりてのたまはく、わ

れむかし出離の道にわづらひて、寢食やすからず、多年心勞ののち、往生要集を披覧するに序にいはく、それ往生極樂の教行は濁世末代の目足なり、道俗貴賤たれが歸せざらんものぞ、たゞし顯密の教法その文ひとつにあらず、事理の業因その行これねほし、利智精進の人はいまだかたしとせず、予がごとき頑魯のものあにあへてせんや、このゆへに念佛の一門によりて、いさゝか經論の要文をあつむ。これをひらき、これを修するにさとりやすく、行しやすしと云々、序は畧して一部の奥旨をのふ、まさしく念佛の一門によると云々(中略)このゆへに、予往生要集を先達として淨土門にいるなりと云々、そののち、黒谷の報恩藏にりて、一切經披覽(五遍と云々)のとき、光明寺の觀經義をみたまふに、極樂國土を高妙の報土とさだめて、往生の機分を垢障の凡夫と判ぜられたる義理をみると、奇異のむひやうやくうござ、別してまた、かの疏を三遍披覽したまふに、第二遍にいたるまでは、いまだその宗義をえず、これすなはち本宗の執心をさしはさみて、聖道の教相になつむがゆへなり、第三遍にいたりて、つぶさに本宗の執情をすて、一心詳観のとき、ふかく淨土の宗義を得たり。聖人が寢食を忘れて熱心に道を求められた精神と、血を吐かんばかりの多年の心苦とは、遂に一篇の往生要集の上に光明を發見されたのである、師匠の寂空を初めとして、當時の

清國啓發の一法

(書肆に勧告す)

本多高陽

英國人は支那に於ける英米宣教師と聯合して擴學會(Society for propagation of Christian knowledge)と云ふものを起し、宗教思想と新智識とな調合してさしく支那人の頭腦に注きこんで居る。(想)

世界は黄白兩人種の持場なり、活動場なり、遠き遠き幾万年の將來はいざ知らず、先當分は此兩人種の施設經營に待たざるべからず、而して白人は多く所謂西洋に國し、黄人は東洋に國す、此黄人の國する東洋は、其開化の淵源遠く古きにも拘らず、目下の處は、其文明に於て、其金力に於て、一着に交際する一紳士あり、曾て其英人と打明けて、談笑雜話せる間に彼英人は、口言へば甚だ失禮の様なれども、御世辭や御上手を置いて、眞實公平に成て考へて見ても、日本は近も進歩したには違ひないが、ドモ黃色人種は白色人種よりは、一等劣等人種とより外思へない、私ばかりでは無く白人の間には、此考は一般に持て居る」と語りし由、是甚遺憾の申狀ながら、一般白人の胸中を有体に白狀せば、必ず斯くの如くなるべし、余輩黃色人種たる者、豈一層の奮闘を要すべからずや、而して幸か不幸か、東洋諸國は現今其開化の程度稍後れを取り居る爲に、却て活動の舞臺は、今後は西洋よ

人々が觀佛を主として書けるものなりと、考へられつゝあつた往生要集は、適切なる安心を求めつゝあつた聖人の眼中には、念佛の一門なる文字は饑渴を醫する甘露の一滴であつたのである、殊に汗牛充棟の一切藏經の中より、觀經義を發見せられたること、山を穿ちて瓦礫土沙の間に一塊の金鑄を發見されたるが如くである而して此鑄石を内心熱中したる燃ゆるが如き求道心を以て陶冶精練して、此に純粹なる淨土宗義の金塊を見出しえりたる次第である、後年聖人が其弟子に對して法を説くに當りて往生要集を繙き音吐朗々として前記の序文を讀まれたる時、一種言ふべからざる森嚴の氣に襲はれて、満座肅然として容を改め、其席に待せし關白兼實は身を地に投じて感泣せられたと傳ふることである、實に聖人の信仰より迸り出づる聲を以て其信仰の淵源たる文字を朗讀せられたることなれば如何に神聖靈活の感を與へたかは、千古想像するだに其德風を仰ぐ次第である。

嗚呼是れ皆古聖賢が、活ける讀書によりて、清新なる信仰を見出したる實驗である、吾人も亦經文を心讀して、無限の光明、永久の生命、絶大の勢力を感得すべきである。事荒唐に類したるを以て棄つる勿れ、心を潜めて之を冥想すれば靈界に對して如何に自己の小なるか反省せむ、言平易に似たるを以て之を輕んする勿れ手を下して之を實行すれば、佛陀の教訓が如何に人生の秘奧を盡せるかを悟らむ。

りも寧ろ東洋に多ければ、吾人が仕事に便利を得るは事實なり、余輩は偏狹なる主義を持して、他人種を排斥し、若くは外資輸入を懐惡するとか、外人の企業を否拒する等の説を贊成する者にあらずと雖も、東洋の事は上述の如き便利を有する以上は、可成東洋人にて、遂功し度く思ふなり、而して之れ寧ろ東洋の先覺者我國人の責務たるを信ずるなり、清韓兩國の誘掖啓發の事業の如きは、我國人が最注意し、最盡力すべき天職を負擔し居るを忘るべからざるなり、去れど我國內の事業すら、外資に頼り、外人の企業を歡迎せざるべからざる位置程度にある邦人の分際としては、資本を投ち、労力を惜まずして、假令隣邦とは言へ、假令我國と利益上將た國權上層齒輔車の關係ありとは言へ、力を盡す能はざるは明白の道理なり、即直言せば、邦人にして清韓啓發の爲に盡す以上は、邦人自らも亦夫に酬ゆる利益を收むる事業にあらずんば、切りに手を出すべからざるなり、かの一部人士が、彼國に於て鐵道敷設を企て、又礦山開墾を目論む如きは、此自利々他兼收を目的とせるにて、頗る快舉と言ふべきなり。

頃日教育社會に大恐慌を惹起し、知名の教育家及書肆等が續々縲縶の耻辱を受くるを見て、余は一種の感想を起せり、固より教育家の墮落救濟策、教科書出版の方法等も、案ぜざるにあらざれども、これは世間に已に諭せられつゝあることにあらざれども、文部省の如きも其善後策に苦心經營の最中なれば、今

は暫く人の未だあまり注目せざる書肆に向て、一策を献せんとするなり、そは別事にあらず、清韓就中清國に向て、教科書を供給せんことなり、罪を犯せる書肆が其咎を受くるは自業自得なりと言ふ勿れ、又かの二三書肆が盛衰興亡は顧慮するに足らずと冷眼視する勿れ、彼書肆なる事業も立派なる實業にして、今日迄全國の教育機關に向て貢献したる功績は無視すべからず、假令其功罪は措いて論ぜざるも、全國の子弟に向て教科書を供給したる點より、經濟眼を以て見るも、亦一の研究に値する問題と言はざるべからず、教科書出版は、國定教科書として政府の專賣に歸すべき歟、將た自由出版を許すべき歟、未だ確定を見ずと雖も、從來の制度は廢更せらるゝや疑無かるべし、從て從來の教科書肆は大に打撃を受くるや是又疑無かるべし、是に於てか余輩は彼等の清國に着眼せんことを勧告せざるべからず、北清戰役以來、清人も醒覺する所ありて、大に教育に注目し、張總督の如きは、多數の學生を我國に留學せしむるあり、袁總督の如きも亦我より教育顧問を聘するあり、北京政府も亦或は吳總教習をして、我國の教育の實況を視察せしむるあり、或は教育家を聘して、大學以下の諸學校を新設せんとするあり、從て我國の教育家教育家なども彼國に遊歷視察する者の數を増せり、斯くの如く彼此兩國間に教育上の聯絡着したりと雖も、最も利にさとぎ商人が之を利用するを聞かざるは、密に怪訝に堪へざりし處

を其智識に富む歐米人の所爲に待たんか、これ亦文字文章を異にし、甚だ困難なるを覺ゆ、唯我國は同文の便利あり、亦理科學の智識にも富む、風俗も相近く、總ての點に於て利便多し、而して今や其間に一道の聯絡は開けたるなり。學者も追々彼國に向て注目する者を生ぜり、書肆も此機會に於て、彼國に販路を求めることを計畫すべきなり、之れ或は轉禍爲福の事業ならんか、若し果して此事業にして、成功せんか、獨り書肆の幸たるのみならず、日清兩國の福利なり、之を人生の福利を増進するものと稱するも、亦甚しき妄言にあらざらんか、

社 會

活氣なき選舉

選舉期日は眼前に迫りぬ、僅に新聞紙の一隅に於て多少の論議するを見るのみ、論議と云はんよりは寧ろ報道に過ぎざる也、而も世人の之に對する極めて冷々淡々として對岸の火災を以て迎ふるものゝ如し、何ぞそれ活氣なきや、熱情の乏きや、抑々國民の元氣餒たりと云はん乎。

活氣なき選舉今回のそれより甚しきはなし、所謂運動屋の東奔西走を以て、活氣旺盛なりとなすは是れ誤れり、候補者

なり、而して彼國の人口の多衆なる、一書と雖も好評を博するに至らば、其利潤や、決して我國に於て專賣權を得たる如きにあらざるべし、岡本監輔氏の萬國史（萬國通鑑と呼びし）の如き其實高の大なる非常のものなりといふ、岡本氏は常にあの本が私に版權所有して、假令一部で一錢つとも印稅を取るなら、こんな貧乏して居なくとも宜しいにと、愚痴をこぼし居らるゝは事實なり、固より勝手も知れざる事業に手を出すこと故、困難と危険はあるに相違なく、彼國の如き法律不完全の處に於ては到底安全に版權を持して、獨占的に事業を營むことは出來ざるに相違なけれども、一は政府の助勢を得、一は我より彼國に赴ける教育家に依頼し、又彼國の官人間にも運動すべく、種々の手段もあるべし、運動と言ふも、我内地とは法律も異なり、又德義も標準を異にすれば、却て安全に驕足を伸し得る點も無きにあらず、斯くの如くして、盛に彼國に普通學の智識輸入の道を開くべきなり、彼國の如きは教育は後れたりと言ふと雖も、決して無學不術といふにあらず、缺乏する所は、形而上の學問にあれば、此智識を注入するは、彼國民啓發の大眼目なり、而して此智識を注入する設備としては、學堂も器械も人物も必要なれども、之を説述したる書籍は亦必須の要具なり、而して此書物を著述せんことは、其智識に乏しき彼國人士には、不適當なり、多少は其任に當る人もあるべけれど、缺乏は免れざるなり、之

勤儉貯蓄の聲

自ら出馬して選舉人の前に叩頭百拜するを以て活氣旺盛なりとなすも、是れ亦誤なり。如斯は政界の腐敗をして益々腐敗に陥らしむる病源なり、活氣豈如斯なるものならむや。憲政の美を完うするは代議士の責任なり、國家は純良なる代議士を望む、蓋し今日より急なるはなし、選舉は國家の選舉なり。一私人の選舉にあらず、選舉は公平を貴ぶ、情實請託の竄入を容さる也。選舉民は毅然として守る所なかるべからず、選舉民の眼に映するものは唯一の國家あるのみ、眼中また區々たる政黨を見ざるなり。况や一私人をや、况や叩頭百拜腰を折るの人をや。如斯識見と抱負と氣力とありて、はじめて良議士を選出するを得べけん、而して逐鹿場裡に立たんとするもの亦正々堂々政見を發表し、實力を以て争はざるべからず、今後の競争は實力競争にあり、然らざれば遂に情實、媚諂、勸誘の惡弊絶ゆる期なかるべし。吾人は選舉の語を聞く毎に鮑魚の市に入るよりも其惡臭に堪へざるを覺ゆ之あるが爲めに政界は沈滯し腐敗し、國民は正義の光りを失ひ氣力漸く緩ゆるに至らんとす、噫活氣なき選舉は實に國家の不幸なり、憲政の不幸なり、抑々國民は選舉の重大なるを自覺せざるか、吾人は當局者の干渉と否とは毫も關する所にあらず、たゞ國民の元氣如何を憂ふるのみ、敢て一言す。

頃者勤儉貯蓄の聲甚た高し。曰く、日本人は貯蓄の思想に乏しき國民なり、日本人の貯蓄は一人に配當すれば、僅に一圓五十錢に過ぎず、之を歐洲諸國の百圓餘に比すれば、天地雲泥の差あり、國民は切磋して勤儉の念を起し、貯蓄の志を養はざるべからずと、而して其方法を説くものは曰く、先づ手近よりはじめざるべからず、髪綻り、足綻り、煙草綻り、酒綻り等其最なるものなりと、其説く所頗る微細にして國民の脳裡に印象を留めたるや明なり、勤儉や、貯蓄や決して不可なるにあらず、而れども日本今日の現狀より觀察を下さんか、如何にして勤儉貯蓄の道を拓かんとするか、換言すれば其財源を發見するにあり、日本の富を假りに一人にて之を私有とするも、百十六億圓に超へざるは統計上の明示する所なり、如斯日本の富には限りあり、然るを髪綻り、酒綻り位にては世界の富有者と肩を比する迄は、千萬年の後に期せざるからず、吾人と雖も敢て勤儉貯蓄に反對するものにあらず、たゞ財貨の根源を求むるにあり、外資輸入可なり、機械の發明可なり、貿易の發達を企て、商業の旺盛を圖る更に可也。要は經濟界をして沈滯せしめず、躍如たる生氣を味ひ起すにあり。さなきだに元氣衰弱の國民をして、些々たる事まで貯蓄の念を起さしむるは、益々萎靡不振の境に陥らしむるもの也。吾人敢て勤儉貯蓄に反對すと云はんや、今は暫く國家の大局より打算して之を論するのみ。幸に誤解する勿れ。

偶 語

◎社會は腐敗の深坑に臨むこと甚しければ、益々宗教の必要を感するなり、汚れたる社會を救濟するはこれ宗教の任務なれば也。
◎收賄縛弊の策として、國定教科書と唱ふるものあり。これを人心の根底を清めずして腐敗を防かんとするもの、臭き物に蓋を掩ふか如し、何ぞ誤れの甚しき。
◎乞食あり、大道の片隅に於て憐れなる聲して往々通ふ人の袖にすがるも、之を顧みるもの百中殆ど無一、千人中僅に一人あるのみ。
◎吾人は屢々社會の冷酷に泣くもの也、敢て乞食に施せよとは云はず、今少しく人らしき行動を欲するのみ。

海外事蹟

◎獨逸皇帝と社會黨 先々月の頃例のクルツブが死た時、皇帝がエッセンへ行幸してクルツブ工場の労働者に向て一種の社會黨攻撃の演説をされた事があつた、それと同意味にて先月も亦ブレスラウで労働者の十六人の代表者に向て演説をした、其要旨に曰く、卿等の階級については朕の絶えず深く注意し同情する所である、朕が外國へゆきて觀察するに獨乙ふ。

如斯代表者ならば其數多くとも、吾等は國民及國家の安寧の希望及利益を圖るに相違ない、吾等も喜んで彼等を社會黨員としてはなく獨逸労働者の代表者として迎へるであらふ。
如斯代表者ならば其數多くとも、吾等は國民及國家の安寧の爲め協力して働くであらぶ、斯くして卿等の將來に付ては注意されてゐるが如く、如斯代表者は忠君の念に厚く法律、國家及び國民を尊敬し、「神を畏れよ、同胞を愛せよ、帝王を敬せよ」とある聖書の言葉に從て前に云ひし處の法律國家及び國民を尊敬するものたるや疑はない、吾々は安心して彼等と事を共にすることが出来るであらぶ。云々

右の演説に對して新聞雜誌の批評を左に記して見やう。
▲先づ社會黨の機關たる「進歩」は吾人は労働者か社會黨に屬しない時は毫も世間から注目されず、其正當の利益を聽取されない事を主張するものである、吾々は吾等の名譽に對して眞赤の偽りではなく、却て皇帝の演説は誤りであることを證明することが出来る、最近四十年の歴史は此證明を與へて居る、労働者は他の階級より奪ひ得たる、凡ての物は單に社會黨の御蔭であることは明である、國家の労働者保険法の如きも、亦社會黨の勢力より出てたるものである、皇帝は所謂社會的運動を多少買ひかぶる氣味が見える、吾人は不幸にして未た皇帝が現に存在して居ると信して居る所の社會改良、即

諱僧鑑空等西藏、白馬駄經又再來、阿闍陀
池三宿住、金剛寶土四年間、異書多半出
藏法海應今起大雷雨向泥巴求古本、神山
宗教見新聞
日本慧海禪師求經西藏遇于金剛寶土、
贈之

ひ國家の地盤に立たしめるは、老帝及現皇帝の彼詔勅の旨に従て、社會改良の實行を圖るに仕方ない。

▲ユルテンベルヒの或新聞は、労働者階級の代表者は労働者自身であるべく、常業として居る労働者であつてならぬと云ふ皇帝の言葉は、社會黨に對しては非常に穿つた事である。今日労働者は社會黨の集會を充して居る、凡て社會黨の組合に會費を收め、又黨の會計を維持し凡ての集金には盡力し、黨の新聞を買ふ等の事が國家が課する所の税よりも其以上に入費がかゝつて居る、國會に於ける地位は労働者自身が占めずして、労働者か占めて居る、議會を一暫すれば瞭然である、皇帝が労働者に望まれたることは、一朝一夕にて出來ない事は何人も知つて居る、而し皇帝の演説は將來長く火桂となつて、労働者の取るべき道を照すであらふと思はる、云々。何れも贊否區々たるもので、皇帝の演説が常に輿論の沸騰を起すことは概ね如此である、以て皇帝の如何に英邁の君主であることは明らかである。

平安なる生活

雜錄

百目木智璉

紛糾錯雜せる人生問題を捉へ来て、之を一生活問題の範内に入れ込むとするのは、頗る無理な事であると思はる、單に生活問題を提けて系のもづれたる、この複雜なる人生問題をわけもなく解決し去らうとするは、到底一知半解の徒たるを免れない。若し人生問題が直に生活問題によりて截然として分解し得らるゝものとすれば、古今東西の多くの人が左程腦漿を絞るまでもない筈である。吾人と雖も、もとより人生の一半は生活問題より起り來ることについては敢て拒むものではない、寧ろ生活問題によつて多くの人が刺劇を受け、苦悶に沈みつゝあることを認むるものである。けれども生活問題が即ち人生問題なりとして、之と同一の如く見做すことは出来ないのである、吾々はパンと水とによつて生活し以て満足し、以て慰安を得るものであるならば、牛馬と少しも異なる所はない、全く無意義の生活と云はねばならぬ、如斯は吾人の特長たる靈性をどうして發揮するを得るであらふか、吾々か衷心縛り懊惱し絶えず苛責の思ひあるは、決して生活問題に

改良を見ることが出來るのである、吾人は未だ安康なる労働者に安康なる生存を與ふる法律を知らない、况や好良なる生存に於てをや、労働の權利は未だ國家の承認する所はならぬ、労働欠乏の現象は皇帝か社會改良に付て誤謬の觀察を下して居ることを證明してあまりがある、今日まで獨逸の社會政策かなし遂けたものは、僅に疾病、創傷、老衰に對する保険に過ぎない、而して疾病に對して保険を受けつゝある労働者は半分にて、一日一マルク拂はるゝに過ぎない、老衰保險の年給は平均百五十マルク以下に止り、創傷保險も亦同じ事である、そして一方を顧ると労働者階級に不利益なる法律規則は枚舉に遑ない、果して然らは労働者が社會黨の行動及び要求を以て偽りでないとして吾人に賛成するは、當然ではないかと云ふて居る。次に、

▲加特力黨の機關の「ゲルマニヤ」と云ふ新聞は、皇帝が労働者保護法及び労働者保險法とを指示して獨逸皇帝は労働者の爲めに大に同情を表し、社會黨に對して鋭き批評を下したは、多少の感覺を労働者に與へたことである、但し労働者は此等の法律は社會黨の主動者か反対者たるものであることを忘れてはならぬと云ふて居る。

▲また、獨逸日々新聞は、労働者か自ら社會黨に打勝つと云ふことは洵に結構であるが、而し惜しい事は空虚に屬する事

である、社會黨の害毒は己に深く入り込んで、労働者より遠外になると云ふて居る。結果になると云ふて居る。

▲國民新聞は社會黨員ならざる労働者を、議會に選出せよと云ふ皇帝の希望を達することは困難である、帝國議會の議員には歳費がない、而るに労働者か伯林に來て開會中何事も爲し得る事がないから、此點より皇帝の考は無益であると云ふて居る。

▲加特力敎主義の「ペイエルン」新聞は、批評して、皇帝の演説は不相變銳い、而し必ずしも不當ではない、吾人は皇帝自身黨争渦中に投するは、主義上如何はしきものと考へる、皇帝がかかる演説したとて別段善き事の出來るとも思へない、現に社會黨員に屬する労働者は、悔悟して其黨を脱するものは一人もなからふ。

▲「社會」と云ふ雑誌は現皇帝は今より丁度十三年前に、労働者の利益を圖ると云ふ詔勅を出して、社會改良の問題を定めた事があるか、其詔勅の中にある二三は實行されたが、今日では獨逸労働者の多數は安康にして好良なる生存を有するものではない、今日社會黨の旗に集る幾百萬のものをして、再

政 教 時 報

者に安康なる生存を與ふる法律を知らない、况や好良なる生存に於てをや、労働の權利は未だ國家の承認する所はならぬ、労働欠乏の現象は皇帝か社會改良に付て誤謬の觀察を下して居ることを證明してあまりがある、今日まで獨逸の社會政策かなし遂けたものは、僅に疾病、創傷、老衰に對する保険に過ぎない、而して疾病に對して保険を受けつゝある労働者は半分にて、一日一マルク拂はるゝに過ぎない、老衰保險の年給は平均百五十マルク以下に止り、創傷保險も亦同じ事である、そして一方を顧ると労働者階級に不利益なる法律規則は枚舉に遑ない、果して然らは労働者が社會黨の行動及び要求を以て偽りでないとして吾人に賛成するは、當然ではないかと云ふて居る。次に、

▲加特力黨の機關の「ゲルマニヤ」と云ふ新聞は、皇帝が労働者保護法及び労働者保險法とを指示して獨逸皇帝は労働者の爲めに大に同情を表し、社會黨に對して鋭き批評を下したは、多少の感覺を労働者に與へたことである、但し労働者は此等の法律は社會黨の主動者か反対者たるものであることを忘れてはならぬと云ふて居る。

▲また、獨逸日々新聞は、労働者か自ら社會黨に打勝つと云ふことは洵に結構であるが、而し惜しい事は空虚に屬する事

限るわけではない、然し生活問題に限るとせば、金殿玉樓の
中にありてゆくべく高臥する人は、實際何の不足を感じざるべき
に憂心忡々として、彼の月影洩る破屋に住む人よりも、却て
いに不安の色を現はすは何の爲めであらふ、他に必ず何物か
を攫取し、不動の境に安住したいと云ふ念が時々刻々生滅し
て息まぬからである。

つく／＼考へて見れば人生問題ころ最も困難であつて最も興味の深きものはなからふ、誰しも一度は人生の行路を辿らねばならぬ、平坦なる大道あり、羊腸たる峻坂も過ぎゆかねばならぬ、または山岳前に横はり虎狼身に迫る時もあるであらふ、必らずしも順風に帆を擧げつゝ航路を進むとも限らない、一陣の狂風荒み來りて見る／＼帆折れ、楫挫け、逆まく怒濤の間に船体を葬り去るかも知れぬ。寧ろ人は順境に居ること少なくして、逆境に瀕する場合多いと云はねばならぬ。人として恐くは行路難を歌はぬものはなからふ、身の行衛を慨くもの、不幸を悲むもの、人情の反覆をかこつ等のことには有りかちの事で敢て珍しくはない、むかしは突然として自己の存在を疑ひし哲人の如く、宇宙の悠久に對し若くは一草一木に對して疑心の起るは勿論、吾々か手を擧げ、足を動かす所の微細の點に至るまで、無邊際に懷疑の念は存在するのである、哲學は懷疑を以て基礎とするかは知らぬども、たとへ哲學を學ばざるものと雖、其思想に高尚と卑近の差別はある

と、然り吾々は此の世に生れたるは全く悲まんか爲めに出て來たやうに思はる、樂しき生涯はいつ吾々の前に現はれ来るであらふ、日光は隈なく照らせども、吾のみは日蔭ものゝ如短生涯もとより知らぬではない、笑ふて暮すも五十年、泣いてあかすも五十年、一層樂しく愉快に一生を終らふではないかと、時々こんな考か起らぬではない、而し五十年の短生涯と思へばこそ、此人生に取りては苦しい中にも如何にも趣味深く感ぜらるゝのである、何故に人間はか程迄苦しみ悶へ、そうして平安なる生活は出來ぬであらふか。

吾は天地の悠久なるに比すれば、渺たる滄海の一粟である、畢竟有限の生を以て無限の慾望を充たさん爲め、平安なる生活は得られぬである。隨を得て蜀を望むは是れ人情である、剣任官の人は奏任官を望み、望み充つると共に再び勅任官を望み、遂に親任官を望むに至るは何人も當然に要求し來る事で、昔より富めるものほど貧しさはなしと云ふが如く、慾望の念は無限に連續するものである、財産を得たとて決して満足するものではない、更に名譽を望み人爵を貴ぶの考へを起すやうになる、爲めに心配もせねばならぬ、煩悶もせねばならぬ、而も望みは必ず充さるゝとは限られぬ、望みの叶はぬ時は落膽は勿論の事、人を怨み世をはかなむに至るのである、何れにしても望の達すると否とに拘らず人は煩悶

そうして平安なる生活は出来ぬであらふか。
吾は天地の悠久なるに比すれば、渺たる滄海の一粟である、
畢竟有限の生を以て無限の慾望を充たさん爲め、平安なる生活は得られぬである。隣を得て蜀を望むは是れ人情である、
判任官の人は奏任官を望み、望み充つると共に再び勅任官を望み、遂に親任官を望むに至るは何人も當然に要求し来る事で、昔より富めるものほど貧しきはなしと云ふが如く、慾望の念は無限に連續するものである、財産を得たとて決してそれで満足するものではない、更に名譽を望み人節を貴ぶの考へを起すやうになる、爲めに心配もせねばならぬ、煩悶もせねばならぬ、而も望みは必ず充さるゝとは限られぬ、望みの叶はぬ時は落膽は勿論の事、人を怨み世をはかなむに至るのである、何れにしても望の達すると否とに拘らず人は煩悶

の動物であると云ふた方が適當であらふ。人は常に少慾知足に甘ずる覺悟は必要である、更に進んで自己の位置を顧みるこども必要である。帝王貴いかも知れぬ、然し抱闊轟栎の業務強ち卑しきといふことも出來ぬ、安じて其業務に居れば始めて平安なる生活の天地は開かるゝである。名利の暴風は如何に荒むとも泰然として樂境に逍遙することか出来るであらふ。

財産や名利の慾望を制抑するには、以上の如くにて満足が出來るであらふ。たとへ財産や名譽の慾望起らぬとしても、心靈界の風波は到底満足することは出來ない、即ち精神的に平安なる生活を續くことは難いのである。何物かを攬みて心の柱とし、望みの綱として安じて運命を托せねば不安の念はやまぬである、若し運命の風波は一上一下高く低く吾等を翻弄し動搖を與へる時、航路は唯一であると信じつゝ、泰然として進行するは悟道の人があらざれば出來ぬ事である、吾等はたゞ運命の風波逆捲けは逆まく程、瞑目一番羅針盤の指示する所に従ふより外はないと心を落ち付ねばならぬ、然らざれば自己かもかく丈それ丈自己の運命を危くするものである、余か現在の立脚地より云へば唯一救濟たるの羅針盤は、たゞ無限の力を有する佛陀より外に便るべきものはない、余か心靈界の風波は温かき佛陀の慈悲によつて靜穩となり、此にはして樂しき生活を續け得ることである、かくして長い

らふか、人生問題に就ては何物か焦心苦慮せぬものはなから
考ふれば考ふる程漂々平として定らぬものは吾々の運命である、曇るかと思へば乍ちにして大空晴れ渡り、晴れかと思へば一天乍ち墨を流したらん如くかき曇りて遂に雨となり、氣壓の高低絶へて定るとはない。吾々も之れと同しく或時は怒り、或時は悲み、若くは笑顔を作るといふ工合に、心の氣壓は高く低く、そうして一定することはない、吾々は常に賢者振るけれども、寸前暗黒で何物をも分明に見定むることは出来ない、一分否な一秒時の後たりとも、山なす怒濤澎湃として脚下に推し寄せ來り、危機一髪眼前に迫ることも知らぬいともあはれる身の境遇である、或は坦々たる大道であると思ひ、固く安心して地を踏みつゝ歩むその中にも、突然として深窖に陥るかも知れぬ。さきからさきへと考へて見ると、どうも遽然として不安の念が起らざるを得ない。殊に昨の榮華は忽ち化して一場の夢となることは世の習ひである、歴史ありて由來、榮ゆるもの永久に榮にしことをきかず、榮ば世は電光の如く夢幻のやうである、いかに人生の頼み少なきかを思へば、轉々寒心に堪へぬ事である。

○石屋の石籬場に大駒がきこねる、いくら卯の歳だといつて、まさか兎が臼をついて居るのであるまい。近いて見れば蓬髪垢面の四十前後の乞食である、二間もある大石の上に、大膽にも大の字に成て前後不覺に華胥の國を彷徨ふて居る。水は道端の水溜りに張りつめて居る、寒月はさら／＼と利ぎ澄ました刃のやうである、時々ピユ／＼と吹て来る風は耳や鼻をそいでゆく様である、小犬さへ三四匹かたまつて軒下近くにうづくまつて居る、寒むい／＼この夜空に、冷えしきる大石の上にむさい短かい衣服からは、兩腕兩脛を露はして、平然として大駒をかくとは、實によい膽力ではないか、否、彼れは盡間のもらひ溜めに、今宵一合のドナ六を購ひ、その力を借りて寒さを凌いで居るのである。

○一人の女盲目が小溝に足を入れて居る、片手には杖を握り、片手には風呂敷包をもつて居る、溝の中に身投げは廿世紀の發明かしらぬが、前世紀には聞かぬ話である、慰めてこれを聞けば今宵溝の側に陣取て、昨日或る人からもつた破れ懷爐に体を温めて居たが、そのうち、うか／＼と睡氣を催して、頻りに夜船を漕ぎ出し、大ゆれにゆれた時、遂に後しろの白川に真つ逆様にはまつたのであると、成る程見れば顔も体も一面の溝泥である。

○御詠歌がきこねる、一人の音頭に十數人が助音して居るら

る。

○石屋の石籬場に大駒がきこねる、いくら卯の歳だといつて、まさか兎が臼をついて居るのであるまい。近いて見れば蓬髪垢面の四十前後の乞食である、二間もある大石の上に、大膽にも大の字に成て前後不覺に華胥の國を彷徨ふて居る。水は道端の水溜りに張りつめて居る、寒月はさら／＼と利ぎ澄ました刃のやうである、時々ピユ／＼と吹て来る風は耳や鼻をそいでゆく様である、小犬さへ三四匹かたまつて軒下近くにうづくまつて居る、寒むい／＼この夜空に、冷えしきる大石の上にむさい短かい衣服からは、兩腕兩脛を露はして、平然として大駒をかくとは、實によい膽力ではないか、否、彼れは盡間のもらひ溜めに、今宵一合のドナ六を購ひ、その力を借りて寒さを凌いで居るのである。

○一人の女盲目が小溝に足を入れて居る、片手には杖を握り、片手には風呂敷包をもつて居る、溝の中に身投げは廿世紀の發明かしらぬが、前世紀には聞かぬ話である、慰めてこれを聞けば今宵溝の側に陣取て、昨日或る人からもつた破れ懷爐に体を温めて居たが、そのうち、うか／＼と睡氣を催して、頻りに夜船を漕ぎ出し、大ゆれにゆれた時、遂に後しろの白川に真つ逆様にはまつたのであると、成る程見れば顔も体も一面の溝泥である。

○御詠歌がきこねる、一人の音頭に十數人が助音して居るら

○僕がこの程、夜更けて或る處から歸て來た、車にも乘らずに外套の頭巾に顔をかくし、靴音コツ／＼とやつて來たのである、突然僕の前を横ぎつて五六の人が足袋跣足で駆け出した、ハテ不思議など、ひそかに人の駆け出した家を覗ふに、内は上を下への大混雜である、喧嘩でもしたのかと見るにそうではない、泥棒でも這入たのかといふにそらでもない、これは何かいわくがありそなことだと、忽ち好奇心に驅られ、寒さも厭はず、物側に身を潜めて家の様子をきわめた、案外にもこの一刹那の大騒ぎが、何も知らぬ僕に大關係があるので、驚いた僕のために、彼等の驚かされたことは非常であつた、それは僕を査公と思ひ違へたのである、大胡座、大車座で、丁半の勝負に眼眦を赤く染めて居る最中、外套目深く仔細らしい靴音コヅ／＼、彼等のために査公と誤らるゝも無理はない。

○せんごんやどと振り假名をせる無料宿泊所の前を通つた、

貧民窟の冬の夜

鐵 腸 生

○僕がこの程、夜更けて或る處から歸て來た、車にも乗らずに外套の頭巾に顔をかくし、靴音コツ／＼とやつて來たのである、突然僕の前を横ぎつて五六の人が足袋跣足で駆け出した、ハテ不思議など、ひそかに人の駆け出した家を覗ふに、内は上を下への大混雜である、喧嘩でもしたのかと見るにそうではない、泥棒でも這入たのかといふにそらでもない、これは何かいわくがありそなことだと、忽ち好奇心に驅られ、寒さも厭はず、物側に身を潜めて家の様子をきわめた、案外にもこの一刹那の大騒ぎが、何も知らぬ僕に大關係があるので、驚いた僕のために、彼等の驚かされたことは非常であつた、それは僕を査公と思ひ違へたのである、大胡座、大車座で、丁半の勝負に眼眦を赤く染めて居る最中、外套目深く仔細らしい靴音コヅ／＼、彼等のために査公と誤らるゝも無理はない。

○或る棟割り長屋の軒下に黒いものが蠢めく、犬かと思って口笛を吹いたが應じない、物が積んであるのかと思へば上方が動いて居る、ソベに打寄てよく／＼見れば、犬どころか、物どころか、苟くも萬物の靈長たる人間である、この寒天に氣の毒なこと、急に憐れ氣が催して、少しばかりの錢を施して慰めてやれば、一方ならず喜んで居る、まだうら若い女の聲だが、見るに頭がスベ／＼に光つて居る、ハテナと首を傾ける時、偶々雲間を離れた陰曆廿五日の月がこゝ正面に直射した、憐むべし、彼は耳目さへくづれかゝつた癪病患者である。

○雨戸の隙から漏れて來る、男女老幼の細語も聞こえる、これはこの家の息子が、放蕩の揚句、世間を狹くし身体谷まりて、今日吉原の妓樓に於て、遊女の隙を覗て、硫酸往生を遂げた遺骸に向ての通夜營みである。

○一軒で雨戸を開けた、四十三四の倔強の男が、雨戸の敷居にまたがりて、表に向て小便をはじめた、すると十四五、一二、七八ツ、五ツ六ツの小供がぞろ／＼親父のあとについて走る／＼に出勤する、大ポンア、小ポンア、見る／＼軒下は火事場の道路のやうになつた。

○流石は女はたしなみがある、チンペ下駄をひつかけて、アールへながら向側の寺の小溝に後しろ向きになる、これにも三人の小童が附屬して居る、貪乞人の子澤山とはよくいふものだ。

○ある路次を抜けた、けむいやうな、のぼせるやうな、あまづつぽいやうな、何んとも形容の出來ぬくさい臭氣がアント鼻にくる、通路一間を隔てゝ向ひ合ひに、十數間の九尺二間の長屋がつゞいて居るのであるから、家々の薪は手に取る様にきこえる、寢言、ウツ言、ウナサレ、歯キシリもまた漏れて來る。

○今打つたのは二時であろう、アチラの路次、コチラの小路から一様の武装に身をかためたものが、三々五々、大聲で話

しをしながら出て來た、「この節は不景氣だなア、落し物にもろくなのは、ありあしない」成る程、經濟界の不振は紙屑拾ひにまで恐慌を起すものと見ゆる。

◎犬が何處からか五六匹集つて來て、この一群の武装者に吠

ぬかゝる、彼は直ちに石を捨て投げつけたが、犬は中々吠え

を止めずに、何處までもと武装者に尾していつた。

◎すると、或る曲角に行きついた、何處から來たのか、見上ぐるばかりの二人の大男が、頭巾に頭から顔までスッカリ包んで、太い、堅いらしい六尺棒をもつて、ぬつくと顯はれた、機敏なる犬は武装者をして、一目散に逃げ出した、二人の大男は六尺棒を振り翳して追ひ駆け廻わした、一匹は遂に捕へられて、歯を喰ひしばり、血にじみ、腹に敲打たせて、あとからのそくついて来る板圍ひの車に乗せられて運び去られた。

◎僅か二十分ばかりの間にこれだけの事を見せられて、眞龍女学校といふ看板のかゝつて居る我家の門に歸り着いた。かかる境遇の中に育てられた我校の生徒等が老い先き長き一生を、如何に過ぎべきやとは、この一刹那に我か胸空にかかる雲であつた、あゝ貧民窟の住居は、思へばつらいものである、しかしちらが貧民窟に住する資格が備つて居るのだから止むを得ない。

▲近角氏の「マルテン、ルーテルの遺跡を訪ぶの繪寫は紙面の都合により次第に譲る▼

は「カルカツタ」まで出張し居れり、氏は「カルカツタ」にて大宮孝潤氏の宅に同居したりし故、拙者も「カルカツタ」着（十四日）早々大宮氏を相尋候處、圖らずも河口氏に面會し、兩氏共に哲學館出身なれば、毎夕大宮氏の宅にて哲學館同窓會を開き居れり。

河口氏の入藏の目的を達して歸りしを祝して

喜麻拉亞の雪はいかほど深くとも

埋めかねたる君が赤心

同氏は西藏より歸りて以來非常に評判高く相成、印度の新聞にも度々氏を紹介し、殊に西藏の方に入牢の事件起りしより一層氏の評判を高め候、西藏人の印度地方に居るのは氏を日本喇嘛と稱し居れり、氏は「ネバール」國王に依頼せし爲めに近日「ネバール」國に旅行致筈に候、拙者か印度見物に來りし故昨日氏は拙者に伴て「カルカツタ」を出發し「ダーチリン」に來り候、「ダーチリン」には西藏人多く住居し西藏の寺も僧侶も有之氏の來るを見て日本喇嘛と呼び合掌出舌の禮を行へり、西藏にては最敬禮の時には必ず舌を出すと云ふ「ダーチリン」に着するや氏の知人（西藏人）の宅に宿泊し、當地の寺院（西藏寺）に使を遣はされ今日は日本の「チーチヤー」（河口氏か余を指して云ふなり）か來れりと告げたれば、住職徒弟を率ひ膳に山の如く菓子を積み重ね、日本喇嘛の先生に呈せんと拙者を尋ね來り余か前に合掌して立てり、余か西藏僧侶より進物を得たるは河口氏の御蔭なり、今夕は西藏調理にて食事せり、河口氏は西藏の風俗民情を餘程委く取調、就中多夫妻の風習などに就きては餘程面白き話を聞けり、經論は

左の一篇は井上博士より安藤君に宛寄せられたる通信なり、同君に請ひて之を左に記す、記者識

カルカツタ府より

拜啓其後御清勝奉賀候、拙者海上無事去る十四日印度「カルカツタ」に安着致し候間御安心可被下候、「カルカツタ」にて入藏の目的を達して歸りし河口慧海君に面會致し、西藏の内情委く聞及候、同君は哲學館出身にして而も貴君の舊友なれば、同君の入藏一條は日本新聞其他の雑誌にて廣く御紹介可被下候。

同氏入藏の事は先年一二の雑誌に拜見候へ共西藏より脱せる後の事は拜見不申候、西藏にては他邦人の入り来るときには悉く斬殺し、其人を止宿せしめ又は懲意にしたるものも悉く重罪に處する國法ある趣にて、河口氏も最初は喇嘛僧として信ぜられしも、後には日本人たると發覺し即夜人の勧告により「ラサ」府を脱し五重の關門を忍ひ出て晝夜兼行、本年八月印度國境「ダーチリン」府に歸着せり、其後西藏の方にては一大事件相起り、河口氏に止宿せしめし同國の大藏大臣を始め同氏と親密に交際せし人々悉く入牢を命ぜられ、氏が在勤せし大學校まで閉鎖を申渡され、此上は國法に照して多數の人々死罪に處せらるゝに相違なしとの通信「ダーチリン」に達したるより、氏は是非共是等の人を救助致度とて他に方便なく、「ネバール」國は佛教上西藏國と同盟せるにより、「ネバール」國王に説きて、國王より西藏の喇嘛法王に入牢者を免罪する様に依頼するより外に良策無之、其相談に氏

日本に傳らざるもの敷馳持ち歸れり、三月中旬に日本に歸る様に申居れり、歸朝前に同君の紹介を願ひ度候、拙者は印度に着して忽ち所感を詠じて曰く、

來てみれば恒河の水はにこりてそ

さよさ佛の月はやとらす

右の句にて印度の實況御察し可被下候、今日は「ダーチリン」にて喜麻拉亞の最高峰「エベレット」山を望まんとせしに、白き幕を張り車中にも白き幕を繞らし毫も他人に見ることを得せしめず、故にかくはよめるなり、

右は出鱈目に候間御笑可被下候

明日は「エベレット」を見物し、且つ當地滯在の康南海先生に面會する約束なり、兩三日中に「アタガヤ」へ向けて出發すべく候、早々

カルカツタより

十二月十九日

井上圓了

十二月十四日印度「カルカツタ」府に着して

今宵より恒河の水に棹さして

獨りなかもん雪山の月

日の國の月にかわらぬ月なれど

殊にさやけく見ゆる月かな
喜麻拉亞の景色は如何と人間は、

天上天下唯我獨尊

喜麻拉亞最高峰エベレット(二万九千尺)を望みて

喜麻拉亞が富士山など、笑ひけり

上海偶感

再航吟

力学多年在帝都、始知碌々讀書愚、欲扶後進開文運、再上航

西萬里途、

上海偶感

城頭一望感無窮、英艦露兵西又東、大陸風雲日將急、黃龍何

歲見晴空、

途上述懷

世紀一新形勢移、男兒立志在斯時、蒲清老去三韓病、東亞經

綸屬日旗、

船向臺灣海峽

火輪日夜走波間、千里猶看皇國山、支那海南望將斷、白雲宿

處是臺灣、

香港即事

海峽縱通港口開、萬船如織去還來、地宜既得又天險、真是東

洋重鎮臺、

船泊新嘉坡

船泊茲洋第一關、連檣林立幾灣々、晚雷送雨天如洗、涼月高

懸赤道山、

船入彼南港

年者たる女子には、幼年労働者の規定を適用すべきは言ふ迄

もないとしてある。

一 獨 逸

▲工女(即、工場に於ける女子労働者)の労働時間は、平日は十一時間、日曜及び祭日の前日は十時間越むるとを禁じてある。

▲晩の八時半から朝の五時半に至る間、及び日曜祭日の前日には、午後五時半以後に於て、工女を労働せしむるを許さない。

▲工女の労働時間中には、少くとも一時間の午時休憩時間を設けることを要する。十六歳以上の工女で、家政を料理する任にある者は、午時休憩の半時間前に、一旦歸宅するが出来る、但し其の休憩時間が一時間半以上であるときは此限でない。

▲仕事が一時非常に堆積した場合には、企業者の申立てにより、下級行政廳は、工女の労働時間が十三時間越えざる限り、二週間の間、土曜日を除き、平日夜の十時迄、工女を働くを許可するが出来る、但し一年内に於て、同一の企業者に對し、通計四十日以上、其の許可を與へるとを許さない、上級行政廳は、二週間以上に亘つて右の許可を與へるとが出来る、また其の日數が通計して年内四十日以上に亘る場合に於ても、許可するが出来るけれども、此場合に於ては

去國西航已二旬、洋中風色日加新、今朝船入彼南港、綠葉紅花冬似春、
輪船百里泝江行、光景如春慰客情、風白喜麻羅亞月、花明加爾甲多城、

印度入津、
講究、

○幼年労働者の保護を規定せる諸國の立法が、幼年労働者の中に就て、稍々若き者と(例へば獨逸にては十四歳未満の者)、稍々長じたる者(例へば獨逸にては十四歳乃至十六歳若くは十八歳未満の者)とを區別して、多少兩者に對する規定を異にするとは、前數回に述べた所に依つて明であるが、女子労働者に關して特別の規定を設けて居る諸國に在ては、女子労働者の保護は、其の女子に特有なる關係より生ずるものと除き、大体稍々長じたる幼年労働者の保護と同様なるを以て原則としてあつて、其の規定は、矢張主に衛生、道德、家庭の三視點から割出されたものである。但しこれにいよ所の女子労働者に關する規定は、成長せる女子に適用されるので、幼

一年間の労働時間が、平均して法定の労働時間に超過しないとを必要條件とする。

▲天災又は異變に因り、或る工場の作業が中斷された場合には、四週間の間は高等行政廳に依り、夫れ以上の期間は帝國宰相に依つて、工女の労働時間に關して除外例を設けるが出来る、尙ほ急迫の場合に於ては、下級行政廳も例外を許可する事が出来るが、其の期間は二週間を超えるを得ない、又或種の工場に於ける、作業の性質若くは、労働者に對する視點から、労働時間の終始及び休憩に關して、除外例を設くるを可とする場合には、労働時間の始終に關しては帝國宰相、休憩に關しては高等行政廳が許可する事が出来る。

▲それから又、聯邦會議は(一)不斷の火力を使用する工場、其他作業の性質上昼夜の労働を要する工場、併びに作業の性質上規則正しき労働時間と定むるを得ず、若くは其の作業が併し此場合に於ては、工女の労働時間は一週間に六十五時間(煉瓦工場に於ては七十時間)を越えるを許さない。、徹夜業は二十四時の中十時間を超えない様にして、且つ其の間には一回若くは數回の休憩(合計一時間以上なるを要す)を與へるを要し、晝間の労働者と夜間の労働とを毎週交代させる様にしなければならぬ。(二)毎年常例として、一定の時期に仕事を堆積する工業に關して、一日の労働時間十三時間、土曜

女子労働者の保護

(労働者保護法の四)

池山栄吉

日の労働時間十時間超にざる限度に於て、例外を定めるとが出來る。但し其の例外の規定の行はれる期間が、年内四十日以上に亘るとさは、一年間の労働時間が平均して法定の労働時間に超過しないとを要する。

▲妊娠は、分娩後四週間は全く業に就くとを禁ぜられ、其後尙二週間の間は、醫師の證明書をなれば、再び労働に從事する譯に行かない。

▲礦山、石坑、製鹽場等に於て、女子を地下の労働に從事せしむるは之を禁じてある。又、聯邦會議は、特に健康又は道德に對する危險の伴ふ或種の工場に於て、女子を使役するを禁じ、若くは其の使役を、一定の條件に係らしめることが出来る。

▲企業者は工女を雇傭するに當り、豫め其他の警察廳に書面を以て、届出で、且つ其の届書中に、工場、労働日、労働及び休憩時間、執務の種類を明記し、若し此等の條件に變更を生したるときは、其の都度また豫め其旨を届出でなければならぬ。又工女の労働する室内の時易き箇所に、女子労働に關する規定の摘要を掲示して置くとを要する。

二 英吉利

▲紡績工場に於て工女を労働せしむるには、朝の六時から晩の六時迄、若くは朝の七時から晩の七時迄の間に於てすべく、土曜日には遅くとも午後二時、三時、若くは四時には休業せしむるを禁じてある。

▲婦人は礦山業に於て地下の労働に從事するが出來ない、又分娩後四週間を経過せざる内、労働に從事することが出來ない、而して特に危險なる或種の業務（例へば黃銅鑄造所、白粉製造所に於ける或種の業務）には全く婦人をして關與せしむるを禁じてある。

三 佛蘭西

▲女子労働者一日の労働時間は、十一時間を以て最高限としうる。

▲女子労働者をして、一週に六日以上労働せしめ、若くは法定の祭日に労働せしむるを禁じてある。

▲女子労働者の夜間労働（晩の九時から朝の六時に至る）は禁じてあるが、併し労働者が二組に分れて、相互に交代する仕組になつて居て、其の各組の労働時間が九時間を超えない限りは、朝の四時から晩の十時迄の間に於て労働させて差支ない。

▲以上の原則に對する除外例として、（一）或種の業務（例へば女服裁縫）に於ては、一定の時期に於て、婦人をして夜の十一時迄労働させることが出来る、但し其の期間は一年に六十日を超えるを得ず、また労働時間は十二時間を超えるを許さない、（二）或種の業務（例へば新聞摺み）に於ては、徹夜業を許してある、但し其の労働時間は二十四時の内、七時間を行なつて居る。

▲工女の夜間労働は原則として之を禁じてあるが、或種の業務（作業の性質上中斷を許さず、又は一時の需用に應するに必要なる場合）に就ては、例外として夜業を許すことが出来る。但し労働時間は矢張法定の限度を超えるを許さない。而してこの例外の適用せらるゝ業務は命令を以て之を定めるこ

としなつて居る。

▲特に不健康若くは危険なるが故に、婦人をして關與せしめ

る。労働が四時間半續いた後には必ず休憩せしむるを要す、平日には少くとも二時間、土曜日には少くとも一時間半の休憩時間を與へなければならぬ、從て這種の工場に於ける女子労働者の一週間の労働時間は、五十六時間半が最高限となつて居る。

▲非紡績工場及び作事場に於て女子労働者を使役するには、朝の六時、七時、若くは八時から、晩の六時、七時、若くは八時迄の間に於てすべく、土曜日は労働時間開始の遲速に應じて、遅くとも午後二時、三時、若くは四時には休業せしむるを要する。休憩は労働が五時間續いてから後に與へてよいことになつて居て、休憩時間は一時間半を以て足れりとしてある。從て這種の工場、作事場に於ける女子労働者の一週間の労働時間は、六十時間が最高限となつて居る。

▲幼年労働者の關與するを得ざる作業に於ては、女子労働者は、朝の六時より晩の十時迄の間に於て、十二時間其の間少くとも（一時間半休憩）、土曜日には八時間（半時間休憩）労働することが出来る。或種の業務（例へば季節工業）に於ては、例外として十四時間（其間少くとも二時間休憩）労働することが出来るが其繼續期間は、一週に三日以上、年内に三十日（腐敗し易き物、例へば魚、乳等を取扱ふ業務に於ては六十日）を超ゆるを許さない。又工場若くは作事場に於て労働した女子に、其の家に歸つて爲し得べき仕事を授けることを禁

てならない業務は、命令を以て之を定めることになつて居る、又鑛山業に於ては婦人の地下労働を禁じてある。

▲分娩後四週間は、女子労働者の就業を禁じてある。又鑛山業に於ては、分娩後六週間、其の就業を禁じてあつて、たゞ醫師の就業しても差支なき旨の證明書を有するものに限り、分娩後四週間の後就業を許すことになつて居る。

五 亞米利加

▲北米合衆國の中で、二十六州の法律は、女子の労働時間に関する規定を設けて居る。例へばマササチューセッツ州の法律

は、晚の十時から朝の六時に至る間に於ける女子の労働を禁じ、ニューヨークの法律は、工場に於て二十一歳以下の婦人を、一週六十時間以上使役するを禁じ、ウイスケンシン州の法律に依れば、年齢の如何を問はず、女子労働者一日の労働時間は、八時間を以て最高限としてある。

▲露西亞では、紡績工業(主なる種類の)に於ける婦人の夜間労働(晚の九時から朝の五時迄の労働、十八時間を以て作業時間とし、九時間交代の仕組になつて居る工場では、晚の十時から、朝の四時迄の労働)を禁じてあるが、急迫の場合には例外を許すこととなつて居て、其の許否は全く行政官の手心に歸して居る。それから鑛山業に於ては、婦人の夜間及び地下に於ける労働を禁じてある。

▲伊太利には女子労働者の保護に關して何等の特別の規定も

ないが、併し因果なことには生來殺生と云ふことが大嫌ひである、實は前夜、近頃の親類から威嚇と云ふて、生きた鶏を十羽程送り届けて呉れたのだが、生きて居るだけに始末が悪い、殺して料理をすれば旨まいとは知りながらも、さて殺すと云ふことが出来ない、縁あつて私處へ生を保つて来たものか、假令ひ人に頬でなり之を殺さざるを云ふことは必ずしも私の忍不能はざる所である、其處は有難迷惑なやうな厄介のものだと思つたが、寧ろ十羽を其儘飼育することに決心して、夜中ながら早速小供を九段坂まで遣はして、鶏籠を二つ一回三十銭で求めさせ、併やうかで彼れ此れ一回五十銭の散財、お預けに飼養掛は私の擔任と云ふことに定められたのである、サア愈々飼養掛を仰せ付けられて見ると責任上、十羽の鳥を二つに分けて一つの籠に五羽づゝ押込むと云ふことは定員超過も甚しいので、銀治橋で四疊半の監獄へ八九人を詰め込むのに駄ぶれば未だ増しも知れぬが、苟くも生物の命を預かる身としては氣が済まない、ト言つて國庫から監房増築の費用を支出して呉れる譯にも行かぬと言ふ所から、止むなく此考へから、便に護送させて十羽の内三羽を残して、あと七羽を手近の山上と印南の兩家へ祭り込ませることにしたまでは善かつたが、跡で聞けば山上家の方では、好下物御座んねれと云つたが、如才なくも主人公の手料理で晚飯の膳に供せられて仕舞つたそのことである、所を換ふに事を缺いて、鈍獣熱心家てシカモ死刑勸行論者たる山上家へ送り届けたが、抑も私の不覚であつたと大笑ひを致したことである、過不及相融通するの必要がらしく、これから追いつかず移監のことをも頻繁になるのでありましやうが、能く其送り先の状況も考へませぬと鶏一件と同様の失敗を見ぬまじ、道樂斯しがさんだ脇道へ外れましたが、先づこんな工合で鶏籠は恩ひ甚ひ辨へが將棋も知らず、背箇骨董?御覽の通り春夏秋冬新年の今日だからと云つて、何時お出でになつても顔面だけは近頃柳溪といふ高工に描かせて新しく出来たものですが其他の幅でも飾りても年百、同じもの斗り、抱きたからと云つて外に代ふるものもなければ、格別換へて欲しいとも思はない、盆栽好きだと買つて来ては直く枯らすので残るは累々たる死骸の鉢ばかりで、凡う天下に無器用無風流の結晶體があると言つたら、蓋し私の如きものを指すことをあらふ云々。

因に云ふておくが、小河氏は死刑廢止論の熱心家である、近著「刑法改正案の二大眼目」がうつてある。

ないが、瑞西では、妊娠の休業期間を、他の諸國よりも一層長く定めてある、即同國の法律に依ると、妊娠は分娩前二週間、分娩後六週間、都合八週間は、全く工場に於て労働に從事するを禁ぜられて居る、又聯邦は、妊娠の或種の業務を執ることを禁ずることが出来る。其他、和蘭陀、白耳義等にも、女子労働者の保護に關して、多少の規定があるが、別段著しいこともないから畧することとしよう。

閑文二字

◎此頃獨逸帝國議會で、或議員が演説中反對黨を指して、「ラッセ」(Rasse)（人種）と云ふことを云ふたるが、處が、人を侮辱したる語であるから云ふて、議長は直に取消を命じたそうだ、先年も或議員が矢張反對黨を指して、「ブイ」(Puy)と云ふ言葉を遺した爲め、さうして議長より失言であると云ふて取消を命じられたそうである、此の「ブイ」と云ふ言葉は獨逸にて非常に輕蔑の意が含まれて居るううて、日本で云へば「チン」と云ふやうな俗に鼻で挾拶する意味であるそうだ、日本議會はどうであるかと云ふに、云ふ迄もない、言語動作凡て野卑で馬鹿野郎などは、議員の常套語敢て珍しくない、丸で無難漢の苟り集りの感がある、これにては議會の神聖を保てないと、ある獨逸通の物語であつた。

◎曾て筑遊閑人として本誌に監獄未來の夢物語の一文を寄せられた、小河滋次郎氏は毎度求道學會の日曜講話に出席せらるゝ佛教熱心家なるが、記者は未だ親しく話を聞いた事がないが、人格の高いのには頗る敬服して居る次第である、近刊の監獄協會雜誌に記載してある、氏の嗜好談は頗る趣味ある事柄であるから、該雜誌の記事を拜借して左に掲げてみよう。

元來、私は(小河氏)天下の樂を解せずとも申すべきが、不幸にも性質極めて不器用且つ不性者にて、善いにも惡いにも道樂嗜好と云ふものが、それこそ樂にしたくも何一つもない、獵銃を擱ひて近縣旅行——走れなんぞは誠に活潑な文明的而かも此冬体などには、最も適當の愉快な道架であると云ふことは知らぬでも

死刑廢止論 (上)

小河滋次郎

氏が教導講習院に於て辯せられたるもの、是れ宗教の點より共に注意を拂ふべき問題なり、是此に紹介する所以也、若し其詳細を知らむと欲せば氏が新著「刑法改正の二大眼目」に微せよ 記者識

死刑と云ふものは御承知の通、古來何れの國に於ても行つて居りました刑罰であつて殆ど自然的刑罰と申しても宜いのである然るに前世紀に於きました伊太利にベツカリヤと云ふ有名な學者が出来まして此人が廢死刑論を初めて唱へたのであります、爾來廢死刑論と云ふことに賛成をする者が段々多くなりまして一時は各國の法學者の間に或は凡ての學者の間に一般に此問題がやかましいことになつて或は駁撃する者があり若くは賛成する者があると云ふ様なことであります。兎に角ベツカリヤが一度此論を主張して以來の形勢を見ますと廢死刑論が段々勢力を占めて參りまして國に依りましては刑法の内から死刑を全く廢止した所もあり又死刑を存して置きましても是を實行する度數を大に減じたのであります。而して今日の實況に依て見ますと文明各國の刑法を改正した國に於きましては例へば伊太利或は和蘭の如き孰れも最

近に刑法を改正した國でありまするが是等の國に於ては凡て刑法の内から死刑を廢止致したので猶刑法の改正を致して居らない例へば佛蘭西の如き英吉利の如き若くは獨逸の如き是等の諸國に於きましては刑法の内には死刑を存して居りますけれども實行する場合は極めて尠ないのでありまする即ち死刑の宣告を致しましても或は特赦權を以て死一等を減じて無期懲役にすると云ふ様な風で實際死刑を執行すると云ふ場合が殆どないと云ふても宜いのである、英吉利の如き大きな國に於きましても一年を通じて僅かに十人あるかないかと云ふ位の有様である白耳義の如きに於きましては死刑は刑法に存して居りますが此數十年間殆ど死刑を執行したことではないのでありまする、是に反して我日本に於きましては刑法には立派に死刑も存在して居り殊に又死刑を以て論ずる犯罪の種類が極めて多いのでありまする大概各國の刑法を見ますると或は人を殺し若しくは強盜で人を殺したと云ふ様な種類の者に向つて死刑を適用して居るのでありまするが日本なうでは放火したる者にも死刑を執行することになつて居る甚しきに至つては人を殺したのではなくして唯誰某が某を殺たと云ふ様な誣告を致しまして其爲めに若或者が殺人罪に問はれ死刑に處せられたる場合に於きましても其不實の訴を爲した者は又死刑に處せられることになつて居る又實際死刑を執行する件數が年々百人内外に達して居る、此小さな國であつて死刑

云ふことを研究して見ますると是には數個の條件があるのでありますて先づ此刑罰と云ふものは是に依て風教を害することを許さないので風教を害する様なことがあつてはならぬのである是が先づ第一の要件である又第二には刑罰と云ふものは懲戒的苦痛を感じしむる性質を持つて居なければならぬ第三には刑罰は成るべく各個人に對して平均に其効力を有せしむるの性質を備へて居らなければならぬ可分と云ふのは分割することの出来るもの即ち犯罪の輕重に應じて重き犯罪人がある其犯罪人に應じて凡て同一の効力を持たしむる様な性質がなくてはならぬ甲に對しては重く感じ乙に對しては軽く感すると云ふ様な不平均があつてはならぬのである第四に刑罰は可分の性質を有せしめなければならぬ刑罰を科すると云ふ具合に刑罰が分けることの出来る性質を持つて居らねばならぬのである第五に刑罰は成るべく其効力を一個人に止むる性質を持つて居らなければならぬのである即ち犯罪者の個人に對したことで一人犯罪をした爲めに其親族まで罪に坐せしむると云ふとあつてはならぬ第六には刑罰は挽回することの出来る性質を持つて居らなければならぬのである即ち若し間違つて刑罰を科したと云ふ様な場合に是を取り返すことの出来る性質を持つて居らなければならぬのである右六つ算へ擧げました

が凡そ善良なる刑罰と稱するものは是等の性質を悉く具備して居る所の者でなければならぬ
今日刑罰として文明各國に於て重もに採用して居りますものは即ち彼の自由刑であります此自由刑と云ふものは實は其宜きを得ますると凡ろ此六個の性質を具有させることができまする、即ち自由刑でありますすれば若し誤判のあつた場合に於きましては後方に是を取返すことも出来るのでありまする、即ち自由刑でありますすれば分割する事も出来ますし又懲戒的苦痛を與へることも出來ますし又個人に其効力を止めしむることも出来る、即ち自由刑と云ふものを今日各國で採用して居る所以であつて即ち自由刑でありますれば充分とは行かぬけれども先づ比較的に凡そ是等の性質を具備せしむるとが出来るのでありまする然るに死刑と云ふものは果して今列舉致しました所の六個の性質を具備して居らかと申しますと殆ど一も其性質を具備して居らぬと云ふて宜いのである即ち其缺點の重なる者を擧げて見ますれば第一に死刑と云ふ者は是を執行するの結果は一國の風教を大に害するものと言はなければならぬ即ち死刑は實に人情の忍ぶべからざる事を忍んでやるのでありますですが故に若し屢々是を執行し殊に從前之を執行した如くに公に誰にでも見せて是を執行することがあつたならばどうでありますか、其結果は即ち世人の殘酷なる心を惹き起し益々人をして復讐の念慮を強から

を執行する數が年々百人内外に達して居ると云ふのは文明各國に其比を見ないのでありまする、歐羅巴の内でも葡萄牙と云ふ様な國は三等國になつて居るので最も開化の度の低い國でありまするけれども其葡萄牙ですらも今日では死刑は存して居らぬのである然るに文明國を以て誇つて居る而も君子國とも稱して居る日本に於て年々百人内外の死刑を執行するは文明國人が聞きましたならば定めて驚くてありますう又一面には國の耻辱であらうと考へるそな云ふ風に近來各國の刑法の上に於てなり或は刑法を施行する實況に就ての傾きが死刑を用ひないことになつて居るのでありまするが此傾きを以て押して參りましたならば早晚死刑を形の上に於ても又實際に於ても全廢するの機會は必ず達するであらうと云ふ確信をもつて居るので有ます、て日本に於て今刑法を改正せむとして居る今日になつて尚死刑を存して置くと云ふことは如何にも文明國の體面にも關し甚だ面白くないことであらうと云ふ感じを以て居るので法典調査會に於ても熱心に死刑廢止の事を主張致した次第であります
此刑罰は御承知の通り色々種類がありまする又刑罰の歴史に就て見ますれば昔から用ひた刑の種類と云ふものは實は指を以て算へることの出來ない程澤山ありまするが段々此刑罰理論が發達致して參りました其結果最も善良なる刑罰と云ふものはどう云ふ性質を備へて居るものでなければならぬと

つて居ります、さうして其監房の内で最終の教誨を施し最終の絶念を與へてやるとになつて居る、實に懇切なものであつて猶刑場に行く場合には自分が先立つて其者の手を導いて連れて行つてやると云ふ様な都合になつて居ります。

日本などではナカ／＼さう云ふ運びにはならぬのであつて殊に我邦の監獄に於きましては死刑の執行と云ふことは漸く其執行する日に今執行せんとする前に當つて初めて當人に知らせる云ふ様な有様で夫迄はマア萬一に許されることがあるかも知れぬと云ふ様な極く乏しい希望を犯罪人に持たして置くことであります、夫故に教誨師が教誨を施すに就きまして十分痒い所へ手が届かぬと云ふ摸様はあるのです、今御話した様な具合に死刑を執行する前に當つて初めて言渡すのでありますから其前夜から教誨師が其監房に往つて一夜一所に明かすと云ふ様なことは無論出來もしないであります。が又實際しやうと言ふても容易に此事は日本の教誨師が肯ずるや否やと云ふとは一の疑問であると思ふ。

先頃も御承知でもありませうが條約實施の第一日に於て殺人を致しました彼の亞米利加人のミルラー、是に對して死刑を執行した時分に段々典獄などの親切なる注意に依りまして死刑執行の言渡の參つた其當日に宣教師を呼び寄せました其宣教師は始終ミルラーの爲めに色々自分の金を以て差入をしめに親切に道を傳へて居つた人であります。が死刑執行の言渡のあつた日に典獄は其宣教師を呼んで懇々ミルラーに對してたり或は時々来て教誨を施したりミルラーと云ふ大惡人の爲將來の安心立命の事を説かしたのであるそれから其翌日も朝

早くから宣教師が参りまして色々最終の教誨を施しました東京で死刑を執行するのは御承知もありませうが鍛治橋内の警視廳の在る所の監獄から馬車で引出して市ヶ谷の監獄署まで来て彼所に刑場がありますからそこで執行することになつて居りまする其間は随分長い間で我々が人力車で走らしても厭きる位の道程のある所でありまするが實に忍ばれぬ話で死刑を執行される爲に、鍛治橋から繩を掛け馬車に乗せて瘦せ衰へた馬が引いて市ヶ谷まで来て執行する、其間は實に想像に堪へぬ程氣の毒の有様である、今ではさう云ふ風に施行して居るので彼のミルラーの如きも鍛治橋から市ヶ谷の間を馬車で送つた其馬車に矢張宣教師が相乗りをして馬車の中でも懸篤の教誨を施したものと見へます其結果であり升たか知れませぬが刑場に於て死刑を執行する場合にミルラーは非常に安心立命して刑に就たと云ことありまするが多くは此死刑に處しまする時分には十人が八人までは悶へに悶へて苦しむのであつて非常に悲しみ以て刑に就くのでありまする彌々縊びられて死ぬ迄には非常に悲酸の態を顯はすので如何にも見るに忍びぬのであります是は私の考では獨り教誨師の如何に依るてはなく第一人間の忍ぶべからざる死に就くので悲哀する時は當然であらうと思ひます併しながら教誨師が是に對して充分の効を爲すことが出来ますれば幾分か其苦痛を和らくることが出来ると云ふ例に今のミルラーの御話を致すので兎に角無殘な有様を呈して見るに忍びぬと云ふ感じを持つて是等の點から見まして風教を害することの最も大なることは争ふ可らざることであらうと思ひます。(未完)

じむるものでござりまする、今日では大概の國で死刑を公けに行ふと云ふ様なことはございませぬけれども秘密に監獄に於て一定の人を限つて執行するに致しましても尙世の風教を害することは極めて大なるものであると言はなければならぬ若し其状況が新聞紙にても顯れてそれが家庭に於て讀まれる様なことがあつたと假定しますれば之を聽く所の子弟は果してどう云ふ感を起すてあらうか必らず是に依て人間が少くとも殺伐になることは免かれまいと思ふ私共實際職務上死刑を執行する場合などに立會つたことはございますが實に斯の如き事は假令職務であつても人間の爲すべきものでないと云ふ感じを起したのである、私の如き極く宗教心も薄弱であり又道德にも甚だ乏しい人間でございますが其人間ですら死刑執行の場合に臨んで忍ぶべからざる感情を起す以上は若しまるで云ふ感じを起すてあらうか、必ずそれに依て殺伐の氣性を起すてあらうと私は信ずるのであります、況んやそれが公けに行はれることがありましたならば一國の風教の上には専らの影響を持つて當前のことゝ思ひまする、又人は誰も知らぬにしても人間が人間を殺すと云ふことは風教に差支ないと云ふことは何人も言ふことは出來ないと思ひまする是に就て一つ語がありますが歌謡曲の基督教などでも死刑の事はや

ふ様なことはどうしても神の規則に於て許さぬものであるが
故に監獄の教誨師が刑場に立會つて或は經を讀んでやるとか
引導を渡すと云ふ様なことはどうしても宗教家として拒絶し
なければならぬものであると云ふ說を唱へた者があります
る、一時は歐羅巴などでも死刑の執行の場合に立會はしむる
ことが困難であつて殆ど同盟的に廢めたと云ふ様なことがあ
つたものでござりまする、併しながら既に國法に於て死刑が
ある以上は是に立會はぬと云ふことはないと云ふ様な議論か
らして色々折合が付いて今では死刑のある場合には矢張宣教
師なども親切に立會つて居る其親切の度合に於きましては日
本などゝは全く趣が違つて力を盡して居るのであります、事
は少しく餘談でありますけれども御参考に一寸御話致して置
きたいと思ひますが日本では此死刑の言渡を受けました者に
對して無論教誨師が丁寧親切なる教誨を施しては居りまする
けれども其力を盡す度合に至りましたては歐羅巴などの方が一
層厚く且深いのでありますと云ふのは彼方では死刑の言
渡を受けて居る者に對して殆んど教誨師は晝夜の區別なく恰
もそれと同居するが如く始終死刑も受くべき所の犯罪人の居
りまする監房に出入致して懇切なる教誨を施して居る殊に彌
々死刑を執行されると云ふことが分りますると其前日から教
誨師は犯罪人と監房を同ふして一夜を明かすと云ふことにな

報道一束

◎大谷光尊上人遷化 本願寺派法主臺下は遂に去月十六日を以て他界に遷化し玉ひぬ、門末の信徒一同號泣の悲涙に濕ひ申候、今當時の模様を承はるに是よりさき暹羅國皇太子殿下御入の節、病を力めて拜送迎し奉り候より僕麻質斯症を發篤に陥り玉ひ午後二時遷化遊ばされ候由に承り候。◎上人は前御門跡廣如上人の六男にして、嘉永三年二月四日御誕生に候、前御門跡遷化後、明治四年十月十四日本願寺第廿一世の法燈を繼ぎ玉ひ、明治五年四月華族に列せられ候爾來朝廷の官位累進して廿九年に伯爵を授けられ其後二位に叙せられ候、又嘗て維新的功勞により御紋章五條袈裟を賜はりたること有候、又現在佛教管長中にて最先任にして上席を占められ候、其勤王の事跡に至つては枚舉に遑あらざる主席に候、行年五十四歳。◎御葬儀には本年七月に決定せし由、全國門徒より志納したる金高は既に百二十萬圓の巨額に及びしとの事に候、本願寺の勢力一斑を推知せられべく候。◎西本願新法主は目下佛蹟地参拜中なるを以て、来る三月上旬若くは中旬にあらざれば、歸朝する能はざる旨返電ありたとの事に候、西洋にては猿の言語を研究せし學者も有之候由、これ猿の真似にあらずして、人の猿真似であると口さがなき京童は申され候。◎トルストイ伯は、自身の病態を日々の新聞紙に傳へらることの如何にも苦みであるとて、爾來断りつゝあるとの事に候。

◎露國は囚人を利用して西比利亞鐵道に從事せしめ候由、其員數目下の處一万一千百十二人を下らすとの事に候、此中三分の一即ち三千九百八十五人と云へる多數の人は、其前身の不明なるものにて、強盜か殺人か脱獄者が兎に角其罪跡を巧に隠滅したるもの、由是等の悪漢共が車掌、驛長等の職務にあるものも尠なからざるよし、而して設備の不完全と物品の紛失は、旅行人を苦しめて屢々迷惑を蒙らしむるとの事に候。

内務省はまた/
選舉に關し僧侶に訓令を發せられ候、
拘に結構の事共にて候。
⑨東北殊に青森縣下は兎作の爲め飢餓甚しく、馬を啖ひ木
の實も喰ふと云ふ有様にて、慘憺目もあてられぬ次第に候由、
天何ぞ其れ東北の地に禍を降すの頻々たるや、昨今有志者は
救濟上に付種々協議中なりとはせめてもの事に候。
◎求道學舍其後の日曜講話は左の通りに候。
新生活の風光(十八日)
身を貪計する勿れ(同上)
道は選さにゆり(二十五日)
文部省對哲學館事件は世の注目する所となり、批難の聲
は主として文部省當局者側に多さやうに見受候、或新聞の如
は頑迷固陋の文部省なりとて攻擊の矢を放つものあり、ある
新聞の如きはそはあまりに偏頗にして苛酷の處置なりとて論
難するものも有之、是非紛々たる有様に候。
◎今少しく溯りて其起りを記せんに、昨年十月末哲學館は
中學校師範學校に無試験にて教員たるべき三ヶ年の課程を終
へたる生徒に卒業試験を行ひ候右試験問題倫理科問題の一に於
て動機善にして惡なる行爲ありやの一條ありたるを以て、當時
臨監せる視學官某は倫理科受持の講師と押問題をなし歸りた
る後、間もなく哲學館は、文部省より哲學館の倫理は國体に
合せざる不穏の學說なりとて其特權を奪はれ、卒業生も免許
状を與へられざるに至り候、是れ文部省對哲學館事件の真相
に候。
◎所謂國体に合せざることは動機善ならば弑虐も惡に非るな
りとの問題は當然起るとの理由に候、是より倫理問題は教育
社會の一つ問題と相成可申候、議論徒に滋からんよりは實踐躬
こそ望ましく候。(以上)
一月三十一日、飛雪紛々積ること數寸、小犬の奔り狂ふ
さまをみつゝ認む。

廣告
此頃小生の名刺を持參し若くは愚名を語りて市内の各宗寺院及び佛教有志者を徘徊する者有之候由聞及び候處右等の人物は毫も小生に關係無之者に候へば爲念茲に廣告致候也

告白
は愚名を語りて市内の各宗寺院
有之候由聞及び候處右等の人物
へば爲念茲に廣告致候也